

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)

大蔵省令
法務省令
厚生省令
農林省令
第一条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一号中「社団法人日本アクチュアリー会」の下に「昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会」という名称で設立された法人をいう。」を加え、同条第二号中「社団法人日本年金数理人会」の下に「平成十年五月一日に社団法人日本年金数理人会」という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第二百三十六条第三号ハ中「第二百二十四条」を「第二百一十一条」に改める。
第二百五十五条中第三十四号を第三十五号とし、第二十五号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 法第八十九条第二項に規定する権限
(医療法施行規則の一部改正)

第二条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の十二第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第六条の三第二項第十号及び第九号の二の二第一項第十号中「第九号の二十三第一項第一号及び第十一号各号」を「第一号の十一第一項各号及び第九号の二十三第一項第一号」に改める。

第三十条の三十五の二第二項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第三十一条の二中「第四十四条第五項」に改める。
第三十四条中「第五十五条第六項」に改める。

第三十五条第二項中「第四十四条第五項」を「第四十四条第五項」に改める。
別表第一第三の項第一号イ③中「財団法人日本医療機能評価機構」の下に「平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構」という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「又は寄附行為」を削る。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第三十五条第二項第一号

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和四十六年労働省令第二十四号)第二十条の二第二項第一号

三 勤労者財産形成促進法施行規則(昭和四十六年労働省令第二十七号)第二十五条第二項第四号の七
四 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第四条の七第二項第一号

五 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)第十八条第二項第一号

六 義肢装具士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第二十号)第十八条第二項第一号

七 港湾労働法施行規則(昭和六十三年労働省令第三十五号)第十一条第二項第一号イ及び第二十四条第二項第一号

八 歯科衛生士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成二年厚生省令第十八号)第一条第二項第一号

九 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成二年厚生省令第二十一号)第一条第二項第一号

十 柔道整復師法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成二年厚生省令第二十二号)第一条第二項第一号

十一 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成三年厚生省令第四十五号)第一条第二項第一号

十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年労働省令第二十五号)第三十五条第二項第一号

○厚生労働省令第六十三号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

十三 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）第二條第二項第一号

十四 看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令（平成四年労働省令第六号）第一條第二項第一号

十五 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）第十條第二項第一号

十六 精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第十三号）第一條第二項第一号

十七 身体障害者補助犬法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二百二十七号）第六條第二項第一号（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第四條 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第三條の五第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
（社会福祉法施行規則の一部改正）

第五條 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
第三十八條第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 法第四十六條の七に規定する権限
八 法第四十七條の三に規定する権限
第三十八條第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 法第三十九條の三に規定する権限
（母体保護法施行規則の一部改正）

第六條 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
第八條中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。
別記様式第七号中「母体団」を「母体団」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）

第七條 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同條第二項第一号中「寄附行為」を「定款」に改める。
（水道法施行規則の一部改正）

第八條 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。
第一條の二第二項第五号中「寄付行為」を削る。
第十四條の二第三項第二号中「又は寄附行為」を削る。
第十五條の二第二号中「又は寄付行為」を削る。
第十八條第二項第二号、第三十四條第二項第一号及び第三十七條第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第四十條第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第四十九條第一項第四号中「寄付行為」を削る。
第五十六條の二第二号中「又は寄付行為」を削る。

（調理師法施行規則の一部改正）

第九條 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
第十四條の三第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第十四條の八第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
（国民年金法施行規則の一部改正）

第十條 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。
第九條の二第七号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。
第十三條第三項の表第九條の二第七号に規定する場合の項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二條第三項」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二條第一項第二号の法人を定める政令」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二條第一項第三号の法人を定める政令」に「第九号」を「第八号」に改める。
（薬事法施行規則の一部改正）

第十一條 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
第二百一十一條第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第二百一十六條第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された社団法人」を「設立された一般社団法人」に改める。
（医薬品等を使用することができるタール色素を定める省令の一部改正）

第十二條 医薬品等を使用することができるタール色素を定める省令（昭和四十一年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。
別表第四部一般試験法の項の目二中「母体団」を「母体団」の下に「母体団」を加える。
（厚生年金基金規則の一部改正）

第十三條 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
第七十二條の七第六号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改め、同條第七号中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
第七十二條の八第七号中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第十四條 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。
第三十一條第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
第三十五條の十一（見出しを含む）中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第十五條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。
第十九條第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第十九條の五第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第三十四條第一項中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第十六条 (登録製造時等検査機関等に関する規則の一部改正)
第十九条の二十六第二項第一号及び第二十七第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第三十条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第三十九條第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
別表第一種衛生管理者免許試験、第二種衛生管理者免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、特級ボイラー技工士免許試験、エックス線作業主任者免許試験、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験及び潜水士免許試験の項第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十七条 (雇用保険法施行規則の一部改正)
第一百七号 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。
第一百五号第四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第十四号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(作業環境測定法施行規則の一部改正)
第十八条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。
第五号第一項第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第三十一條第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第三十四條第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第五十一條の二第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第十九条 次に掲げる省令の規定中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
一 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十六号) 第二条第一項第一号
二 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十八号) 第二十七條第一項第二号
三 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号) 第四十六條第二号
三 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)
第二十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同条第二号ハ及び同条第三号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。
第九條第二項第一号及び第二号中「又は寄附行為」を削る。
第九條第三号(第一面)中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
様式第三号(第4面)4の3中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「4の3」中「附帯業務の指定により設立された公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
様式第四号(裏面)中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)
第二十一条 次に掲げる省令の規定中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号) 第三十四條第六号

二 地域雇用開発促進法施行規則(平成十三年厚生労働省令第九十三号) 第五条(見出しを含む) 三次世帯育成支援対策推進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第二百一十二号) 第七条(見出しを含む)
(水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第二十二條 水道法第二十五条の十二第二項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成九年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人給水工事技術振興財団」の下に「平成九年三月七日に財団法人給水工事技術振興財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第二十三条 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第六号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第四条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第二十四條 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第四条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令の一部改正)
第二十五條 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成十年厚生省令第七十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
(介護保険法施行規則の一部改正)
第二十六條 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二百四條の三十六第二項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第二百四條の五十三中「目的として民法第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
(社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)
第二十七條 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令(平成十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
第十二條第四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改め、同条第五号中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
第十五條第二号ハ中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
(厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)
第二十八條 厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年 厚生省令第三号)は、廃止する。
(理容師法第四條の二第二項及び美容師法第四條の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第二十九條 理容師法第四條の二第二項及び美容師法第四條の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十二年厚生省令第九十一号)の一部を次のように改正する。
表財団法人理容師美容師試験研修センターの項中「財団法人理容師美容師試験研修センター」の下に「平成二年四月二日に財団法人理容師美容師試験研修センターという名称で設立された法人をいう。」を加える。

二 地域雇用開発促進法施行規則(平成十三年厚生労働省令第九十三号) 第五条(見出しを含む) 三次世帯育成支援対策推進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第二百一十二号) 第七条(見出しを含む)
(水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第二十二條 水道法第二十五条の十二第二項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成九年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
表中「財団法人給水工事技術振興財団」の下に「平成九年三月七日に財団法人給水工事技術振興財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第二十三条 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第六号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第四条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第二十四條 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
第四条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
(言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令の一部改正)
第二十五條 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成十年厚生省令第七十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。
(介護保険法施行規則の一部改正)
第二十六條 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二百四條の三十六第二項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
第二百四條の五十三中「目的として民法第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
(社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)
第二十七條 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令(平成十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
第十二條第四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改め、同条第五号中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
第十五條第二号ハ中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
(厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)
第二十八條 厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年 厚生省令第三号)は、廃止する。
(理容師法第四條の二第二項及び美容師法第四條の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)
第二十九條 理容師法第四條の二第二項及び美容師法第四條の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十二年厚生省令第九十一号)の一部を次のように改正する。
表財団法人理容師美容師試験研修センターの項中「財団法人理容師美容師試験研修センター」の下に「平成二年四月二日に財団法人理容師美容師試験研修センターという名称で設立された法人をいう。」を加える。

(国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を指定する省令の一部改正)

第三十条 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

表社団法人国民健康保険中央会の項中「社団法人国民健康保険中央会」の下に「昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部改正)

第三十一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

表財団法人テクノエイド協会の項中「財団法人テクノエイド協会」の下に「昭和六十二年三月十六日に財団法人テクノエイド協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、「東京都千代田区神田小川町三丁目八番五号駿河台ヤギビル四階」を「東京都新宿区神楽河岸一番一号セントラルプラザ四階」に改める。

(老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令の一部改正)

第三十二条 老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

表財団法人長寿社会開発センターの項中「財団法人長寿社会開発センター」の下に「昭和四十九年一月二十六日に財団法人老人福祉開発センターという名称で設立された法人をいう。」を加える。
(労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる省令の規定中「財団法人安全衛生技術試験協会」の下に「昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

一 労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十三年厚生労働省令第六十七号) 本則
二 労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関の指定に関する省令(平成十三年厚生労働省令第六十八号) 本則

三 作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十三年厚生労働省令第七十号) 本則第一号

(労働安全衛生法第八十五条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令の一部改正)

第三十四条 労働安全衛生法第八十五条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令(平成十三年厚生労働省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「社団法人日本安全衛生コンサルタント会」を「社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会(昭和五十八年四月一日に社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会という名称で設立された法人をいう。)」に改める。

(作業環境測定法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令の一部改正)

第三十五条 作業環境測定法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令(平成十三年厚生労働省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「社団法人日本作業環境測定協会」の下に「昭和五十四年十二月十三日に社団法人日本作業環境測定協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(救急救命士法第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部改正)

第三十六条 救急救命士法第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第八十七号)の一部を次のように改正する。

表財団法人日本救急医療財団の項中「財団法人日本救急医療財団」の下に「平成三年三月二十九日に財団法人日本救急医療研究財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十第三項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の一部改正)

第三十七条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十第三項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

表財団法人東洋療法研修試験財団の項中「財団法人東洋療法研修試験財団」の下に「平成二年三月二十八日に財団法人東洋療法研修試験財団という名称で設立された法人をいう。」を加え、「東京都台東区東上野六丁目一番七号」を「東京都港区芝大門一丁目十六番三号」に改める。
(歯科衛生士法第八条の二第二項及び第十二条の四第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部改正)

第三十八条 歯科衛生士法第八条の二第二項及び第十二条の四第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第八十九号)の一部を次のように改正する。

表財団法人歯科医療研修振興財団の項中「財団法人歯科医療研修振興財団」の下に「昭和六十二年六月一日に財団法人歯科臨床研修振興財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(柔道整復師法第八条の二第二項及び第十三条の三第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部改正)

第三十九条 柔道整復師法第八条の二第二項及び第十三条の三第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第九十号)の一部を次のように改正する。

表財団法人柔道整復研修試験財団の項中「財団法人柔道整復研修試験財団」の下に「平成元年十一月二十八日に財団法人柔道整復研修試験財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)

第四十条 臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

表財団法人医療機器センターの項中「財団法人医療機器センター」の下に「昭和四十六年四月六日に財団法人医療技術研究開発財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)

第四十一条 義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

表財団法人テクノエイド協会の項中「財団法人テクノエイド協会」の下に「昭和六十二年三月十六日に財団法人テクノエイド協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。
(言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令及び言語聴覚士法附則第三条第一号に規定する指定講習会を指定する省令の一部改正)

第四十二条 次に掲げる省令の規定中「財団法人医療研修推進財団」の下に「平成七年十月二日に財団法人医療研修推進財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。

一 言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第九十三号) 表財団法人医療研修推進財団の項
二 言語聴覚士法附則第三条第一号に規定する指定講習会を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第九十六号) 表財団法人医療研修推進財団の項
(調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部改正)

第四十三条 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表社団法人調理師技術センターの項中「社団法人調理師技術センター」の下に「昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理師技術センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加える。

第三条の表社団法人全国調理師養成施設協会の項中「社団法人全国調理師養成施設協会」の下に「昭和四十八年七月三十一日に社団法人全国調理師養成施設協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第四条の表社団法人日本調理師会の項中「社団法人日本調理師会」の下に「昭和四十二年十一月八日に社団法人日本調理師会という名称で設立された法人をいう。」を、「社団法人全日本司厨士協会」の下に「昭和三十四年六月二十六日に社団法人全日本司厨士協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令及び医療法施行規則第三十条の十四の二第一項の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の委託を受ける者を指定する省令の一部改正)

第四十四条 次に掲げる省令の規定中「社団法人日本アイソトープ協会」の下に「昭和二十九年五月一日に社団法人日本放射性同位元素協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

一 放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第二百号)表社団法人日本アイソトープ協会の項
 二 医療法施行規則第三十条の十四の二第一項の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の委託を受ける者を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第二百二号)表社団法人日本アイソトープ協会の項

(職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正)

第四十五条 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十四年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

表ファイナンシャル・プランニングの項中「社団法人金融財政事情研究会」の下に「昭和二十五年九月二十七日に社団法人金融財政事情研究会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同表知的財産管理の項中「有限責任中間法人知的財産教育協会」の下に「平成十五年八月二十一日に有限責任中間法人知的財産教育協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表レストランサービスの項中「社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会」の下に「昭和六十年一月二十六日に社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表ビル設備管理の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」の下に「昭和四十一年十月二日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同表調理の項中「社団法人調理技術技能センター」の下に「昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理技術技能センターという名称で設立された法人をいう。」を加える。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部改正)

第四十六条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令(平成十六年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表財団法人ビル管理教育センターの項中「財団法人ビル管理教育センター」の下に「昭和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。」を加える。

第二条の表法第十二条の二第一項第一号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」の下に「昭和四十一年十月二十日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同表第十二条の二第一項第五号に掲げる事業の項中「社団法人全国建築物飲料水管理協会」の下に「昭和五十二年八月三十一日に社団法人全国建築物飲料水管理協会という名称で設立された法人をいう。」を加え、法第十二条の二第一項第七号に掲げる事業の項中「社団法人日本ペストコントロール協会」の下に「昭和四十七年三月十三日に社団法人日本ペストコントロール協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第四十七条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「同条第六項」を「同条第七項」に、及び民法(明治二十九年法律第八十九條第三十四條の規定により設立された法人)を「並びに一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第一号中「民法第三十四條の規定により設立された法人(以下「民法法人」という。）」を「一般社

団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。）」に改め、同号イ中「主務大臣又は都道府県知事の許可を受けた当該民法法人の定款又は寄附行為」を「その定款」に、「民法法人」を「一般社団法人等」に、「民法法人」とを「一般社団法人等」とに改め、同号ロからホまでの規定並びに同条第二号及び第三号中「民法法人」を「一般社団法人等」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四十八条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表二厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第三号)の項を削る。
 (社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)

第四十九条 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令(平成二十年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改め、同条第五号中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。

第十七条第二号ハ中「関連公益法人等」を「関連一般社団法人等」に改める。
 (消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正)

第五十条 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令(平成二十年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一号中「社団法人日本アクチュアリー会」の下に「昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同条第二号中「社団法人日本年金数理人会」の下に「平成十年五月一日に社団法人日本年金数理人会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五十一条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。
 附則第十四條の表中第十二條及び第十三條の項及び第十五條及び第十六條の項を次のように改める。

第十二条	第八十一条の十一	附則第十九条
老人保健法第七十条第二項	高齢者医療確保法第四十五条第二項	一般社団法人又は一般財団法人
第十三条	第八十一条の十二	附則第十九条
老人保健法第七十条第二項	高齢者医療確保法第四十五条第二項	附則第十九条
	関連公益法人等	附則第十九条
	関連一般社団法人等	附則第十九条
	附則第十九条	附則第十九条
	附則第十九条	附則第十九条

第十五条	第八十一条の十二	附則第十九条
	老人保健法第七十条第三項	高齢者医療確保法第百四十五条第三項
第十六条	関連公益法人等	関連一般社団法人等
	第八十一条の十一	附則第十九条
	老人保健法第七十条第三項	高齢者医療確保法第百四十五条第三項

(医療法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第五十二条 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三の項第一号イの改正規定中「別表第一第三の項第一号イ」を「別表第一第三の項第一号イ③中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同号イ」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

(医療法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十五の二第一項第一号二に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(母体保護法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 整備法第四十二条第一項に規定する特例社団法人たる医師会は、母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、第六条の規定による改正前の別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

2 この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の別記様式第七号による標識及び前項の規定により交付する標識は、第六条の規定による改正後の別記様式第七号による標識とみなす。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人(整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。)の業務の監督については、第四十八条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第一の表一厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年労働省令第三号)の項の規定は、なおその効力を有する。